

設立経緯及び経過

- S47. 7. 1 日向市と東郷町により日向・東郷衛生施設組合（単独一部事務組合）を設置。
- S48. 11 美々津し尿処理場竣工（平成 11 年度廃止）
- S51. 2 富高清掃工場竣工（平成 3 年度廃止）
- S62. 5 財光寺汚泥処理場竣工（平成 18 年 2 月 25 日日向市へ承継）
- H 元. 3 ごみ処理施設に関する事務に門川町が加入。組合の名称を日向地区衛生施設組合に変更。
- H 3. 3 清掃センター竣工
- H10. 8. 28 日向入郷広域行政研究会の設置（10 年度 3 回、11 年度 4 回開催）
県の指導により、圏域の抱える広域行政課題に対応するための調査研究を行う。
- H11. 8. 3 宮崎県広域行政研究会の設置（11 年度 2 回、幹事会 5 回開催）
- H12. 1. 27 日向入郷広域行政研究会において、一般廃棄物最終処分場、火葬場、し尿処理場、ごみ処理施設の 4 事務を共同処理する広域連合を設置することが決定。
- H12. 4. 1 ごみ処理施設に関する事務に南郷村、北郷村、諸塚村が加入。
- H12. 5. 17 日向入郷広域行政研究会において、広域連合設立の方向性と 8 市町村の合意方法を確認。
- H12. 5. 29 日向・東臼杵南部市町村振興協議会総会において、広域連合の設置に 8 市町村長が合意。
- H12. 6. 6 事務局視察研修（大分県東国東、竹田直入）
- H12. 6. 16 日向入郷広域行政研究会開催（以降、年度末まで 6 回開催し、詳細を検討）
- H12. 7. 3 日向市企画課内に「日向・東臼杵南部市町村振興協議会広域連合設立準備室」を設置。
- H12. 9. 6 第 1 回広域連合研修会（日向市中央公民館、215 名参加）
- H12. 10. 20 第 2 回広域連合研修会（日向市中央公民館、218 名参加）
- H12. 11. 7 日向・東臼杵南部市町村振興協議会臨時総会において、広域連合の規約案に 8 市町村長が合意。
- H12. 12 8 市町村の議会において、関係議案が可決。
・東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会の廃止（2 町 5 村）
・日向地区衛生施設組合の解散及び財産処分（1 市 2 町 3 村）
・火葬等の事務の受委託の廃止（1 市 2 町）
・広域連合の設立（8 市町村）
- H13. 2. 6 県知事あて広域連合設置許可申請書提出。
- H13. 3. 23 県知事が広域連合の設置を許可。
- H13. 3. 31 日向地区衛生施設組合解散。東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会廃止。
- H13. 4. 1 **日向東臼杵南部広域連合設置**。広域連合長選挙並びに設立式典を挙行。
- H13. 4. 23 平成 13 年第 1 回広域連合議会（臨時会）招集。
・専決処分報告 19 件（条例、事件決議、暫定予算）、人事案件 7 件、条例 4 件、事件決議 1 件、予算等
- H14. 2. 28 **第 1 次広域計画（H13～17）** 議決。
- H17. 4. 1 **日向地区斎場東郷霊苑新施設供用開始**。
- H17. 12 8 市町村の議会において、規約変更議案が可決。
- H18. 1. 1 構成市町村数 6 市町村（日向市、門川町、東郷町、美郷町、諸塚村、椎葉村）
- H18. 1. 1 規約変更施行（構成市町村数、議員定数、副連合長の数変更、助役が収入役事務を兼掌する旨のただし書き追加）

- H18. 2. 25 構成市町村数 5 市町村（日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村）
- H18. 2. 25 規約変更施行（構成市町村数、議員定数、副連合長の数変更、し尿処理事務の廃止）
- H18. 2. 25 **事務の変更 し尿処理事務を廃止**し日向市へ承継。
- H18. 3. 1 **第 2 次広域計画（H18～22）** 議決。
- H19. 2. 26 規約変更許可（ごみ処理施設事業へ美郷町西郷区及び椎葉村が加入）
- H19. 3. 1 **第 2 次広域計画の変更**の議決。
- H19. 3. 30 規約変更許可（地方自治法の改正に伴う変更。助役を副長へ変更し収入役を廃止し、会計管理者を置くなど）
- H19. 4. 1 **事務の変更：ごみ処理施設事業に美郷町西郷区及び椎葉村が加入。**
- H19. 11. 6 規約変更施行（議員定数の変更）
- H20. 10. 7 清掃センター更新計画等検討委員会設置
- H21. 3. 26 清掃センター焼却処理施設延命化長期計画書作成
- H22. 9. 27 日向東臼杵南部地域循環型社会形成推進地域計画について国の承認を受ける。
- H23. 2. 24 **第 3 次広域計画（H23～27）** 議決。
- H23. 11. 22 日向東臼杵南部広域連合資金積立基金条例施行
- H24. 4. 1 規約変更施行（負担割合の変更）
- H26. 2. 12 規約変更許可（同日施行 議員定数の変更）
 // （名称の変更）
- H26. 4. 1 **規約変更施行 日向東臼杵広域連合**に名称変更